

令和 年度

契第 ● ● 号

運送契約書

運送契約書

収入
印紙

- 契約件名
- 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
- 契約期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 運送区間

上記運送について、発注者 支出負担行為担当官 と、受注者
は、次の条件により運送契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき頭書の運送を行い引渡場所において引渡すものとし、発注者は、これに対し代金を支払うものとする。

(受渡場所)

第2条 発注者の指示する引渡場所において、発注者受注者立ち会いのもとに運送物品を引渡すものとし、発注者は、別に引渡しを証する書面を作成し、必要事項を記入して、受注者に交付するものとする。

(運送方法)

第3条 運送方法は、受注者所有の車輛等を用いるものとする。

(運送の遅延)

第4条 受注者が運送最終期日までに運送を完了することができないことが明らかとなったときは、直ちにその事由及び完了の予定日を発注者に報告し、その指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(代金の支払)

第6条 発注者は、受注者が運送完了後提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 発注者の責に帰する事由により前条の支払が遅れた場合、支払期限経過の翌日より起算して支払う日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した遅延利息を、発注者は、受注者に支払うものとする。

ただし、天災地変等やむを得ない理由による場合はこの限りでない。

2 前項の規定により算出した遅延利息の額は100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第8条 受注者の責に帰する事由により運送物品が紛失・き損した場合は、受注者は発注者の請求のより損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解除の申出があったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

2 前項により契約が解除されたとき、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、前項1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由によるときは、この限りでない。

3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺等)

第10条 この契約により発注者が受注者から取得すべき金額があるときは、受注者に支払う代金と相殺し、又は別途にこれを徴収する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第12条 発注者及び受注者は、この条約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争の解決)

第13条 この条約の履行について、発注者受注者間に疑義を生じたとき、又は各条項に定めない事項については、発注者受注者協議のうえ決定する。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	●●
受注者	住	所	
	氏	名	